

山形県公報

平成30年4月3日(火) 第2932号

毎週火・金曜日発行

目 次

規則

○山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則・・・・(循環型社会推進課)○山形県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	…360 … 同
告示	
○基本測量の終了の通知 (農村計画課) ○公共測量の実施の通知 (県土利用政策課) ○公共測量の終了の通知 (同) ○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ○県証紙売りさばき人の指定 (会 計 局)	··· 同 ··· 同 ··· 364 ··· 同 ··· 同
○県証紙売りさばき所の変更(同) 公 告	365
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請・・・・・・・・・・・(置賜総合支庁総務課)○県営住宅入居者の一般公募・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○水香工七八/泊有·// NX公务····································	[н]

規則

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年4月3日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県規則第46号

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成4年7月県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「の規定」を「(法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定」に改める。

第5条中「管理者」を「管理者、法第9条の3の3第1項の規定による届出を行った一般廃棄物処理施設の設置者」に改める。

第18条の表中「焼却施設に限る。)に係るもの」を「焼却施設に限る。)に係るもの(省令第4条の4の2に規定する申請書を除く。)」に、「焼却施設以外の施設に限る。)に係るもの」を「焼却施設以外の施設に限る。)に係るもの及び省令第4条の4の2に規定する申請書」に、「規定する施設に限る。)に係るもの」を「規定する施設に限る。)に係るもの」を「規定する施設に限る。)に係るもの(省令第12条の5の2に規定する申請書を除く。)」に、「規定する施設以外の施設に限る。)に係るもの」を「規定する施設以外の施設に限る。)に係るもの及び省令第12条の5の2に規定する申請書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。 別表総合支庁長の項第6項第1号イ及びロ中「の規定」を「(法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定」に改める。

山形県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第47号

山形県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県獣医師修学資金貸与条例施行規則(平成5年4月県規則第26号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(表)中 「共済組合 「農業共済 に改める。 連合会 」 組合 」

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第48号

山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立農林大学校条例施行規則(昭和58年2月県規則第8号)の一部を次のように改正する。 別表第1第2項の表中

複式簿記 I 先進経営者研究	32 16	2 1		\ \ \ \
 農業簿記 I	32	2		 に、「食
料・農林業・環境講座」を「農林業・環境・GA	P講座」に、			-
副専攻基礎実習	40 を			
副専攻基礎学習	32 12,			
I C T活用Ⅱ 農業機械Ⅱ			16 16	$egin{array}{c c} 1 & & & \\ 1 & & & \\ \end{array}$
「┃LCT活用Ⅱ			16	1 12,
複式簿記Ⅱ 毒物・劇物資格講座	32 32	$\begin{bmatrix} 2 \\ 2 \end{bmatrix}$		
農業簿記Ⅱ 毒物・劇物資格講座	32 16	$\begin{bmatrix} 2 \\ 1 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix}$		
応用英語Ⅱ 情報発信とネットビジネス			16 16	$egin{array}{c c} 1 & & \\ 1 & & \\ \end{array}$

「 情報発信とネットビジネス	16	1			
応用英語Ⅱ			16	1	に、 」
農業機械実習Ⅲ			120	3	を
「 農業機械実習 Ⅲ	120	3		· 	に改め、
同別表第3項第1号の表中「先進農林業者等体験	1		 験学習」に、		
「 水稲栽培Ⅱ			32	2	を
、 水稲栽培Ⅱ 農業機械Ⅱ			32 16	2 1	に改め、
同項第2号の表中					J
園芸概論	16	1			J.
植物育種	16	1			を 」
植物育種	16	1			に、
「 400 10 を「 440	11	に、「先進	農林業者等体	験学習」を「	先進農業者
等体験学習」に、		J			
「 果樹栽培Ⅱ			64	4	を
「 果樹栽培Ⅱ 農業機械Ⅱ			64	4 1	に改め、
同項第3号の表中	1		1	'	
	16	1			
植物育種	16	1			を 」
植物育種	16	1			に、
「 360 9 を	10	に、「先進	農林業者等体	験学習」を「	先進農業者
等体験学習」に、		J			
「 野菜栽培Ⅱ			64	4	を
「 野菜栽培Ⅱ			64	4	リァコケル
農業機械Ⅱ			16	1	に改め、 」
同項第4号の表中					
園芸概論 植物育種	16 16	1 1			を
植物育種	16	1			」。
			典林类之体件		J
' 320 8 を ' 360 等体験学習」に、	9	に、「先進 」	辰你来有 寺体	験学習」を「	ル ⊭展

//X000 1/1 0 (XVE I)	ш ///	ж д т	-K 712-C	
「│花き栽培Ⅱ			64	4 を
「 花き栽培Ⅱ 農業機械Ⅱ			64 16	4 に改め、 1
同項第5号の表中「家畜衛生」を「家畜 等体験学習」に、	衛生・HAC	CP講座」に、	「先進農林業者等体験学習	」を「先進農業者
			16	$1 \mid \stackrel{\cdot}{\int} \varepsilon$
「 畜産物流通 農業機械 II			16 16	1 1 に改め、
同項第6号の表中				
地域伝統食品論			16	1 を
」 地域伝統食品論 農業機械 II			16 16	1 1 に改め、
同項第7号の表中「林業機械」を「林業	幾械I」に、			-
「 440 11 」を「	520	13 12,		
先進農林業者等体験学習		160	$4 \mid_{\rfloor} \varepsilon$	
 先進林業者等体験学習 I		80	2 12,	
「 森林管理実習 II			600	15
林業機械Ⅱ 先進林業者等体験学習Ⅱ 森林管理実習Ⅱ			16 80 520	1 2 13

る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に山形県立農林大学校に在校する者に係る教科目並びにその時間数及び単位数は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第49号

山形県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

山形県肥料取締法施行細則(昭和25年11月県規則第126号)の一部を次のように改正する。

別表普通肥料の種類の欄中「別表第1の2の(1)のア」を「別表第1の2の(1)」に、「ほ乳動物由来たん白質、同(1)のイに定める家きん由来たん白質又は同(1)のウに定める魚介類由来たん白質」を「動物由来たん白質であって、同(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第282号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年4月3日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	定員	指定年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F	就労継続支援(A型)事業 所ピース五日町 新庄市五日町字清水川1303 番地の3ユニオン五日町ビ ル	就労継続支援(A型)	40名	平成30. 4. 1

山形県告示第283号

昭和41年4月県告示第421号(山形県農作物奨励品種)の一部を次のように改正する。

平成30年4月3日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 水稲の項に次の1項を加える。

雪若丸 (ゆきわかまる) (平成30年)

山形県立農業試験場庄内支場(現農業総合研究センター水田農業試験場)において、山形80号を母とし、山 形90号を父として交配して育成した品種である。

出穂期、成熟期ともにはえぬき並みで中生の晩である。はえぬき並みの短稈で、耐倒伏性ははえぬき並みの強である。葉いもち抵抗性はやや強く、穂いもち抵抗性は強く、耐冷性はやや強く、穂発芽性はやや難である。千粒重がはえぬきより重く、収量性はやや優る。

高温耐性がはえぬきよりやや強く、玄米品質ははえぬきに優る。また、炊飯光沢、外観、粘りが優れ、食味ははえぬきを上回る。

県内平坦地に適する。

山形県告示第284号

昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部を次のように改正する。

平成30年4月3日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 水稲の項山形112号(やまがたひゃくじゅうにごう)(平成27年)の項を削る。
- 56 そばの項中「山形そば5号(やまがたそばごごう)」を「山形BW5号(やまがたBWごごう)」に改める。

山形県告示第285号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施した地域

酒田市、新庄市、村山市、東根市、尾花沢市、北村山郡大石田町、最上郡舟形町、同郡戸沢村、東田川郡庄内町及び飽海郡遊佐町

2 基本測量を実施した期間

平成29年6月26日から平成30年3月16日まで

3 作業の種類

基本測量 (水準測量)

山形県告示第286号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

西置賜郡小国町大字足水中里(小川沢地区)及び同郡同町大字小玉川(岩魚沢地区)(変更前) 西置賜郡小国町大字小玉川(岩魚沢地区)(変更後)

2 公共測量を実施する期間

平成29年10月7日から平成30年2月16日まで

3 作業の種類

公共測量 (2級基準点測量) 2点 (足水中里) 及び公共測量 (GNSS水準測量) 1点 (小玉川) (変更前) 公共測量 (GNSS水準測量) 1点 (小玉川) (変更後)

山形県告示第287号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月3日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 公共測量を実施した地域

西置賜郡小国町大字小玉川(岩魚沢地区)

2 公共測量を実施した期間

平成29年10月7日から平成30年2月16日まで

3 作業の種類

公共測量(GNSS水準測量)1点(小玉川)

山形県告示第288号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき小国町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 小国都市計画下水道
 - (2) 名 称 小国公共下水道
- 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第289号

山形県証紙条例(昭和39年3月県条例第40号)第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成30年4月3日

山形県知事 吉 村 美栄子

名称及び代表者氏名	所	在	地	売りさばき所の所在地	指定年月日	売りさばき 開始年月日
シダックスアイ株式会 社 代表取締役 山本 大 介	東京都調		調布ヶ丘 3	東田川郡三川町大字横 山字袖東19番 1	平成30. 3.15	平成30. 4. 1

山形県告示第290号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成30年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称	売りさばき	承 勃在 日 口	
及び代表者氏名	変更前	変更後	承認年月日
地方職員共済組合山形界支部	山形市松波二丁目8番1号	同左	亚代20 2 15
支部長 吉村 美栄子	東田川郡三川町大字横山字袖東 19番1		平成30. 3.15

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成30年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
 - 平成30年3月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人かわにし

- (2) 代表者の氏名
 - 井上 秋夫
- (3) 主たる事務所の所在地

東置賜郡川西町大字上小松2918番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、就学している障害児に対して、生活能力の向上及び社会との交流の促進等のために必要な訓練等、障害児の健全育成と専門的支援の提供に関する事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	脚		車身可	巨有声		巨角直			車身可			山 月 月	
	数 金	3月分		9 0 領		一			#			<u></u>	
	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者		31,600	25,800	25,800	27,700	24,800	36, 200	47, 100	49, 900	49, 900	29, 300	29, 300
布民	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	23,000	27, 400	22, 300	22, 300	24, 000	21, 500	31, 300	40,800	43, 200	43, 200	25, 300	25, 300
	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	20,100	24,000	19, 500	19, 500	21,000	18,800	27, 400	35, 700	37,800	37,800	22, 200	22, 200
	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	日7,900	21, 200	17,300	17,300	18,600	16, 700	24, 300	31,700	33, 500	33, 500	19, 700	19, 700
卌	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	日5,600	18, 600	15, 100	15, 100	16, 300	14, 600	21, 200	27, 700	29, 300	29, 300	17, 200	17, 200
	収入が 104,000円 以下の者	日3,500	16, 100	13, 100	13, 100	14, 100	12,600	18, 400	24,000	25, 400	25, 400	14, 900	14, 900
	公	一般用	恒	巨	冝	匣	匣	匣	恒	特定目的用 (高齡·身障者用)	一般用	巨	恒
	公		-	4	П	6	က	-	Н	1	23	2	П
容	1戸当たり 住戸専用 面 積	平方メートル 55.7	63.9	58.0	58.0	59. 4	55.7	77.0	74.4	77.9	77.9	59. 4	59.4
箱	住宅形式	3 D K	匝	巨	恒	匣	匣	恒	恒	亘	恒	巨	恒
†	所在地	長井市台町3- 1	同 成田3102 -3	西置賜郡小国町 大字兵庫舘三丁 目3-9	<u>[</u>	国 3 - 8	同 白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	同 十王5502— 11	同 荒砥乙725 -1	亘	<u>[</u>	同 飯豊町 大字萩生3893- 3	匣
+ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	各	県営小出アパー ト1号	同 成田アペート	同 小国アパー ト1号	<u>II</u>	同 2 号	同 白鷹アパート	同宝前町住宅	同 あらとアパ ート1号	同 2号	<u>III</u>	同	匝

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
 - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (4) 入居者又は同居親族に障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。
- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成30年4月9日から同月13日までの午前10時から午後5時まで ただし、郵送の場合は、平成30年4月13日までの消印のあるものに限り有効とする。

平成30年4月3日(火曜日)

山 形 県 公 報

第2932号

平成30年4月3日(火唯日)	Щ	<i>π</i> 2	宗	公	辛仅	弗2902 万
	r d .					
(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出	近					
米沢市金池七丁目1番50号						
		~ 000 HD =	ナッケート			
県営住宅指定管理者 株式会社西田	二个期度	E直賜-	事務所			
5 入居の時期 平成30年6月上旬						

